主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松永東、同名尾良孝の上告趣意は、単なる訴訟法違反、量刑不当を主張するものであつて、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条 を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官